

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
1月22日
(金曜日)

目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....二
- 民有林の地域森林計画の公表(森林企画課).....三
- 民有林の地域森林計画の変更の公表(二件)(森林企画課).....三
- 保安林指定の解除(下関市)(森林整備課).....三
- 宇部都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三
- 公告
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....四
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....四
- 土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課).....五
- 換地処分届出(農村整備課).....五
- 建築士の免許の取消し(建築指導課).....五
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五



山口県告示第十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

医療機関名	所在地	廃止年月日
かまたくりニック	周南市中央町一番一号	平成二、一〇、三一
高木内科クリニック	大字久米三一九八の六	一一、一一、一一
長井内科医院	山陽小野田市栄町七番二一〇号	一〇、一〇、一〇

山口県告示第十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

医療機関名	所在地	指定年月日
かまたくりニック	周南市宮の前二丁目七番七号	平成二、一一、一一
高木内科クリニック	大字久米三一九八の六	一一、一一、一一
あさえ歯科クリニック	光市浅江四丁目一番一九号	一一、一一、一一
よしき薬局	山口市吉敷下東一丁目一六番五号	一一、一一、一一

指定訪問看護事業者等名	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション名	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
医療生活協同組合健文会	山陽小野田市セメント町四番二二二二号	セメント町・虹の訪問看護ステーション	山陽小野田市セメント町四番二二二二号	平成二、一一、一一

山口県告示第十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事 業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
有限会社介護 サービス康友	山陽小野田市 大字西高泊三 三〇六	山陽小野田市 大字西高泊三 三〇六	訪問介 護	平成二一、 七、三
ヘルパース テイション康 友				

介護予防事業 者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事 業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
有限会社介護 サービス康友	山陽小野田市 大字西高泊三 三〇六	山陽小野田市 大字西高泊三 三〇六	介護予 防訪問 介護	平成二一、 七、三
ヘルパース テイション康 友				

山口県告示第十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事 業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社かい ごせんター楽 笑	宇部市川添二 丁目四番二号	宇部市川添二 丁目四番一号	訪問介 護	平成二一、 一〇、一
ヘルパース テイション大 樹				
有限会社ライ フサポート八 ウス春	周南市新清光 台四丁目一番 一三三	周南市新清光 台三丁目一番 一三三	"	"
ヘルパース テイション大 樹				
特定非営利活 動法人海祐会	大島郡周防大 島町大字久賀 五二二三の四	大島郡周防大 島町大字久賀 五二二三の四	"	"
訪問介護の ス				
特定非営利活 動法人優喜会	光市大字小周 防一六五八の 一	下松市中央町 二一番三三 号	通所介 護	"
ふれんどパー クザ・モール クザ・モール				

有限会社生活 サポートお りづる	丸山町一 番一二号	デイサービス センターあり づる	光市丸山町一 番一二号	"	"	一〇、 "
------------------------	--------------	------------------------	----------------	---	---	----------

山口県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

居宅介護支援事業 者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護支 援事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
医療法人仁徳会	周南市御幸通二 丁目八	ケアプランセン ターぎんざ	周南市銀座二丁 目一五の三	平成二一、 四、一

山口県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事 業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社かい ごせんター楽 笑	宇部市川添二 丁目四番二号	宇部市川添二 丁目四番一号	介護予 防訪問 介護	平成二一、 一〇、一
ヘルパース テイション大 樹				
有限会社ライ フサポート八 ウス春	周南市新清光 台四丁目一番 一三三	周南市新清光 台三丁目一番 一三三	"	"
ヘルパース テイション大 樹				
有限会社ゆ 温泉	岩国市由宇町 七七七	岩国市由宇町 南沖一丁目一 番二五二一 号	介護予 防通所 介護	"
ゆの里デ ィサービスセン ター				

山口県告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、平成二十二年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間における地域森林計画をたてたので、次の要領により公表する。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 地域森林計画の内容

縦覧に供する山口森林計画区に係る地域森林計画書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

山口県告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十九条の四第一項の規定により、岩徳森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 地域森林計画の変更の内容

縦覧に供する岩徳地域森林計画変更書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林事務所、山口県田布施農林事務所及び山口県周南農林事務所

山口県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十九条の四第一項の規定により、萩森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 地域森林計画の変更の内容

縦覧に供する萩地域森林計画変更書のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県萩農林事務所

山口県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 解除に係る保安林の所在場所

下関市豊北町大字粟野字蓋ノ井山八二三の三から八二三の五まで、字蓋ノ井八二五の七から八二五の一〇まで、豊北町大字田耕字白滝淵ノ口一九三〇の九から一九三〇の一まで、一九三〇の一三から一九三〇の一五まで、一九三〇の一七、字白滝一九三二の一四から一九三二の一九まで、字女夫木二三七八の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

山口県告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

宇部市

二 都市計画事業の種類及び名称

宇部都市計画道路事業三・四・三十五真締川東通線
宇部都市計画道路事業三・六・二十五小串神原線

三 事業施行期間

平成十三年七月十三日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地
宇部市宮地町、北琴芝一丁目及び大字小串



(二七) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年一月二十二日から同年五月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ニトリ山口店

所在地 山口市神田町六八三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

コープサービス株式会社 山口市大内御堀向原四〇〇三

代表者の氏名 武永 清貴

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社ニトリ 札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇 似鳥 昭雄

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年九月八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、三七六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

六七台

(二) 駐輪場の収容台数

二〇台
(三) 荷さばき施設の面積
七八平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
三二立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

開店時刻
午前一〇時

閉店時刻
午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十二年一月七日

(二八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年一月二十二日から同年五月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市産業観光部産業政策課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク徳山中央店

所在地 周南市花畠町一二七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

周南システム産業株式会社 周南市江口一丁目一番一号

代表者の氏名 多治見直幸

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	岡野食品産業株式会社	岡野食品産業株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社くにきよ園芸	有限会社くにきよ園芸
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	兵庫県姫路市御国野町国分寺三九一	兵庫県姫路市御国野町国分寺三九一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	岡野食品産業株式会社 有限会社くにきよ園芸	岡野食品産業株式会社 有限会社くにきよ園芸

四 届出年月日

平成二十二年一月六日

五 変更年月日

平成二十一年十二月十二日

(一九) 土地改良事業の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の完了の届出がありました。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行う者の名称又は氏名 事業の名称 工事着手時期 工事完了時期
長門市 泉川地区 ほ場の整備 平成一六、一二、二七 平成二一、一、三一

(二〇) 換地処分届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、美祢市鍛冶屋地区の換地処分について、次のとおり換

地処分をした旨の届出がありました。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 換地処分をした年月日
平成二十二年一月八日
- 二 換地処分をした権利者数
四十三人

(二一) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
野村 祥平	二級建築士	第八五六三号	平成二一、一、一四	申請

(二二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年一月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
光市上島田二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
光市上島田三丁目七番一四号
藤川 泰宏

平成二十二年二月二十一日
印刷

発行人

山口県知事